

葛飾区独自基準

通 所 型サービス A

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 仁 生 社

かつしかケアセンター

【葛飾区独自基準（通所型サービスA）重要事項説明書】

1. 在宅サービスセンターの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

所 在 地	東京都葛飾区西水元4－5－1
葛飾区独自基準	通所型サービスA
サービス提供対象地域	葛飾区内

（2）かつしかケアセンターの職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 人	センターの業務を統括します。
生活相談員	3 人（常勤兼務3）	利用申し込み、契約に係る調整、日常生活上の相談やその他必要な業務の提供
看 護 職 員	2 人（非常勤2）	健康管理、介護、日常生活機能向上訓練等 その他必要な業務の提供を行います。
介 護 職 員	8 人（常勤5、非常勤3）	日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
機能訓練指導員	2 人（兼務2）	日常生活機能の維持向上に必要な訓練を行います。
栄 養 士	1 人（兼務）	献立作成、栄養量計算、調理員の指導等の 食事業務全般及びお客様の栄養指導等
調 理 員	1 人	給食業務に従事します。

(3) 施設の設備概要

① 定 員 35名

② 設 備 ディルーム兼食堂・厨房・機能訓練室・静養室・相談室
事務室・浴室（介助浴槽、特殊浴槽）・リフト付ワゴン車

(4) 営業時間（サービス提供時間）及び定休日

① 営 業 日 月～土曜日（祝日も営業）

② 営業時間 午前8：25～17：20

③ 定 休 日 日曜・年末年始（12月30日～1月3日）

2. サービス提供内容

(1) 送 迎

ご自宅の戸口（車が入れない場合はその近くまで送迎致します。）

(2) 食 事

季節感を取り入れ、お客様の健康に配慮した出来たてのお食事を提供致します。（粥食、キザミ食等にも対応可）

(3) 入 浴

座ったままで入浴できる機会浴と、職員の介助を受けながら入浴する介助浴が利用出来ます。

(4) 活動内容

健康チェック、日常生活機能の維持、向上のための訓練、手芸等創作活動、各種ゲーム等による交流、季節行事等様々なメニューを用意しております。

(5) 生活相談

ご自宅での介護上の悩み等どんなことでもご相談下さい。

3. 料 金

契約書別紙記載の（1）基本料金の単位数と（2）の加算単位数の合計に、厚生大臣が定める1単位の地域単価数を乗じた金額と（3）の昼食費をお支払い頂きます。

ただし、介護保険適用時には基本料金と加算料金の合計額の1割又は、2割相当額に昼食費を加えた額となります。

(1) その他の料金

上記の他、個人の希望で行う手工芸品代等の費用（行事諸経費を含みます。）については、お客様の自己負担となります。

(2) キャンセル料

ご通所日にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を頂きます。

通所日の午前 10 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無 料
通所日の午前 10 時 30 分までにご連絡がなかった場合	昼食費相当分

4. 支払い方法

(1) 翌月の 5 日以降に請求書をお渡し致しますので、18 日頃までにお支払い下さい。引き換えに領収書をお渡し致します。

(2) お支払い方法は、現金払い、口座振込みのいずれかにてお支払い出来ますので、ご契約の際にご指定下さい。尚、振込みの場合手数料はお客様負担となります。

5. サービスのご利用方法

(1) 居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業所を通じて申し込み下さい。別途利用契約を締結した上で、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービス利用期間の終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合、7 日前までに文書でお申し出下さい。
- ② やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。
- ③ 以下の場合は、自動的にサービスを終了させて頂きます。
 - ア. お客様が他の介護保険施設に入所した場合
 - イ. お客様がお亡くなりになった場合
 - ウ. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度区分が、非該当（自立）と認定された場合

④ その他

- ア. 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、お客様は文章で通知することによりすぐにサービスを終了することができます。
- イ. お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず15日以内に支払いが無い場合、又は、お客様やご家族等が当施設や施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文章で通知することによりすぐにサービスの利用契約を終了させて頂くことができます。
- ウ. 次項6.(3)⑧に記載されているセンター内での禁止事項に関して、行為がみられ注意を受け入れてもらえない場合はサービスの利用契約を終了させて頂くことができます。

6. 当施設のサービス特徴等

(1) 運営の方針

- ① 「かつしかケアセンター」では、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、お客様のプライバシー保護に十分配慮しつつ、心のこもったサービスを提供できるよう努めております。
- ② 施設スタッフの専門性を社会に還元すべく、介護福祉士やホームヘルパー養成の実習施設、あるいは官公庁や民間企業の職員研修等、さらには学生・生徒等実習の場を提供いたします。

(2) サービスご利用のために

事 項	有無	
男性介護員の有無	×	
職員研修の実施	○	年3回以上の研修を実施
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	△	但し,お客様の身体状況より車椅子等からの転落などの危険性がある場合は、シートベルトをご着用頂く場合がありますが、緊急な場合を除き事前にご連絡致します。

ボランティアの受入	○	随時募集しております。
-----------	---	-------------

(3) サービスご利用にあたっての留意事項

① 送迎時間の連絡

ア. サービス開始前に送迎時間の確認をいたします。

イ. 交通事情により予定時刻に遅延する場合があります。

② 体調確認

ア. センター来所時、健康チェックを行います。

イ. その他、随時様子観察を行い体調が悪い場合は、ご家族に連絡いたします。

③ サービスの中止・変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は、変更する場合があります。

ア. 風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難な時

イ. 体調が悪く、サービスを継続することが困難な時

ウ. 天候不順（降雪・台風等）又は、災害等によりサービスの実施が困難な時

④ 送迎時間の変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、送迎時間を変更する場合があります。

ア. 営業時間等を変更する場合

イ. バスハイク等の行事実施に伴い、送迎時間に変更となる場合

ウ. 天候不順(降雪・台風等)又は、災害等により送迎時間を変更する場合

⑤ 時間変更

・ご利用時間を変更される場合には、事前にご相談下さい。

⑥ 食事のキャンセル

・昼食がご不要となった場合には、なるべく前日までにお申し出下さい。

⑦ 設備、器具のご利用

ア. 安全、快適にセンターをご利用いただくために、センター内の設備器具をご利用される場合は、職員にお声を掛けて下さい。

イ. 車椅子・歩行器等につきましては、センターで用意してありますがご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

⑧ センター内での禁止事項

- ・お客様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

ア. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

イ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。

ウ. 指定した場所以外で火気を用いること。

エ. 故意又は、無断で施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

オ. お客様同士での金銭・物品のやり取りを行うこと。

カ. 他のお客様、職員へのハラスメント行為を行うこと。

7. 緊急時の対応方法

ご利用中に容態の変化等があった場合は、容態により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

- ・ 当施設のサービス提供に当たり、事故が発生した場合は、ご家族に報告するとともに適切かつ誠実な対応を行います。
- ・ 事故が発生した場合は、事故に至った経緯及び態様を調査し、再発防止の措置を講じます。
- ・ 事故発生後は、軽易なものを除き速やかに市区町村や関係機関へ報告いたします。

9. 非常災害対策

- ① 当施設においては、非常災害時に備えて、非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄を実施しております。

- ・ 万一の災害発生時の避難場所は、下記の通り指定されております。

一避難場所 (当センター前)

第二避難場所 (広域避難場所)

- ② 当施設の防火管理体制

管理権原者 所 長

自衛消防隊 ケアワーカー

防火管理者 所 長

10. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用相談・苦情担当窓口 電 話 : 03-3607-4060

受付時間： 月～土曜日 午前8：45分～午後5時20分

- a. 施設の運営管理、職員に関すること・・・・・・・・・・所長 鈴木 隆子

- b. お客様の生活、介護に関すること・・・・・・・・・・ケアワーカー

- c. 手続き、サービス全般に関すること・・・・・・・・相談員 黒田 美奈江

- ② その他 伴 恭代

当施設以外に区市町村での苦情・相談窓口でも受け付けております。

葛飾区 福祉部 03-3695-1111 (代)

東京都国民健康保険団体連合会 電話 : 03-6238-0011

11. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 仁生社
代表者役職・氏名 理事長 加藤正弘
本部所在地 東京都江戸川区東小岩 2-24-18
電話番号 03-3673-1221

令和 年 月 日

葛飾区独自基準（通所型サービスA）ご利用開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて、重要事項を説明致しました。

事業者

（事業者名） 社会福祉法人 仁生社 かつしかケアセンター
（指定番号：東京都第1372200772号）

（所在地） 東京都葛飾区西水元4丁目5-1

（代表者名） 理事長 加藤正弘

かつしかケアセンター所長 鈴木隆子 ㊞

説明者 氏名 _____ ㊞

契約書及び本書面にて事業者から葛飾区独自基準（通所型サービスA）

についての重要事項の説明を受けました。

お客様 ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊞

連帯保証人 ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊞

続柄 _____